

収納した現金の保管期間の超過

対象 受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																				
総務部 市町村課	<p>大阪府財務規則第107条によれば、現金を収納したときは即日又はその翌日に払込書を添えて指定金融機関等に払い込まなければならないが、現金については、その収納額が10万円に達するまでは、その月の末日まで保管することができるが、平成27年度中に収納した現金について、その月の末日を超えて保管されていた。</p> <table border="1" data-bbox="430 667 1484 1354"> <thead> <tr> <th>収納月</th> <th>収納金額</th> <th>件数</th> <th>金融機関払込日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月分</td><td>24,660円</td><td>8件</td><td>平成27年5月11日(月曜日)</td></tr> <tr><td>5月分</td><td>3,950円</td><td>8件</td><td>同年6月3日(水曜日)</td></tr> <tr><td>6月分</td><td>950円</td><td>5件</td><td>同年7月7日(火曜日)</td></tr> <tr><td>7月分</td><td>19,030円</td><td>6件</td><td>同年8月6日(木曜日)</td></tr> <tr><td>8月分</td><td>21,690円</td><td>8件</td><td>同年9月7日(月曜日)</td></tr> <tr><td>9月分</td><td>10,470円</td><td>4件</td><td>同年10月13日(火曜日)</td></tr> <tr><td>10月分</td><td>1,030円</td><td>3件</td><td>同年11月4日(水曜日)</td></tr> <tr><td>11月分</td><td>12,130円</td><td>7件</td><td>同年12月3日(木曜日)</td></tr> <tr><td>12月分</td><td>8,030円</td><td>10件</td><td>平成28年1月6日(水曜日)</td></tr> <tr><td>1月分</td><td>3,750円</td><td>7件</td><td>同年2月4日(木曜日)</td></tr> <tr><td>2月分</td><td>34,480円</td><td>9件</td><td>同年3月4日(金曜日)</td></tr> <tr><td>3月分</td><td>31,960円</td><td>7件</td><td>同年4月8日(金曜日)</td></tr> </tbody> </table>	収納月	収納金額	件数	金融機関払込日	4月分	24,660円	8件	平成27年5月11日(月曜日)	5月分	3,950円	8件	同年6月3日(水曜日)	6月分	950円	5件	同年7月7日(火曜日)	7月分	19,030円	6件	同年8月6日(木曜日)	8月分	21,690円	8件	同年9月7日(月曜日)	9月分	10,470円	4件	同年10月13日(火曜日)	10月分	1,030円	3件	同年11月4日(水曜日)	11月分	12,130円	7件	同年12月3日(木曜日)	12月分	8,030円	10件	平成28年1月6日(水曜日)	1月分	3,750円	7件	同年2月4日(木曜日)	2月分	34,480円	9件	同年3月4日(金曜日)	3月分	31,960円	7件	同年4月8日(金曜日)	<p>現金の払込み事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (指定金融機関等に対する現金の払込み) 第168条の5 指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金(現金に代えて納付される証券を含む。)を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (収納金の払込み) 第107条 出納員は、現金(現金に代えて納付される証券を含む。)を収納し、又は前条の規定により引継ぎを受けたときは、即日又はその翌日に払込書を添えて指定金融機関等(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)に払い込まなければならない。ただし、現金については、その収納金額が10万円に達するまでは、その月の末日まで保管することができる。</p>	<p>監査の指摘事項の内容と今後の対応について、平成28年8月2日の担当グループ内会議で周知した。 平成28年7月収納分からは、月末に払込み手続を完了するよう、事務処理を改めている。</p>
収納月	収納金額	件数	金融機関払込日																																																				
4月分	24,660円	8件	平成27年5月11日(月曜日)																																																				
5月分	3,950円	8件	同年6月3日(水曜日)																																																				
6月分	950円	5件	同年7月7日(火曜日)																																																				
7月分	19,030円	6件	同年8月6日(木曜日)																																																				
8月分	21,690円	8件	同年9月7日(月曜日)																																																				
9月分	10,470円	4件	同年10月13日(火曜日)																																																				
10月分	1,030円	3件	同年11月4日(水曜日)																																																				
11月分	12,130円	7件	同年12月3日(木曜日)																																																				
12月分	8,030円	10件	平成28年1月6日(水曜日)																																																				
1月分	3,750円	7件	同年2月4日(木曜日)																																																				
2月分	34,480円	9件	同年3月4日(金曜日)																																																				
3月分	31,960円	7件	同年4月8日(金曜日)																																																				

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年6月22日から同年7月29日まで)

管外旅費の支給事務の不備

対象 受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
総務部 市町村課	<p>大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="448 558 1555 835"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成27年8月28日</td> <td>30,500円</td> <td>平成27年10月22日</td> </tr> <tr> <td>東京都内</td> <td>平成27年8月27日から 同月28日まで</td> <td>38,340円</td> <td>平成27年10月22日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	東京都内	平成27年8月28日	30,500円	平成27年10月22日	東京都内	平成27年8月27日から 同月28日まで	38,340円	平成27年10月22日	<p>旅費の精算事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>監査での指摘事項と今後の対応について、所属内の職員全員に対しメールで周知した。</p> <p>また、総務担当者が2週間に1回程度SSCで精算状況の確認を行うよう、事務処理を改めた。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日												
東京都内	平成27年8月28日	30,500円	平成27年10月22日												
東京都内	平成27年8月27日から 同月28日まで	38,340円	平成27年10月22日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月22日から同年7月29日まで）